

## 都市建設委員会委員長報告書

令和6年6月26日

都市建設委員会に付託されました議案4件、陳情1件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第38号「市道路線の認定について」及び議案第39号「市道路線の廃止について」については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第38号「市道路線の認定について」については、民間宅地開発によるもの7路線、既存市道の再編成によるもの1路線の計8路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

また、議案第39号「市道路線の廃止について」については、既存市道の再編成によるもの1路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第38号及び議案第39号については、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「常磐線北小金・南柏間名都借跨線橋の道路拡幅改良工事の施行の委託に関する協定の変更について」について報告します。

本案は令和元年流山市議会第3回定例会で議決を経た同協定について、委託の相手方から、労務、材料費等の見直しについて申出があり、市と当該相手方とで協議を行った結果、品質の確保並びに沿線住民及び跨線橋利用者の安全に配慮した工事を行うことが必要であると判断したもので、これらに要する費用として2億2,007万7千円を増額し、委託金額を24億3,667万円とするものです。なお、変更協定の仮協定に当たる常磐線北小金・南柏間名都借跨線橋道路拡幅改良事業に関する合意書を、令和6年5月8日に東日本旅客鉄道株式会社と締結しています。

審査の過程における討論として、

1 2点指摘し、賛成の立場で討論する。

市民からは工事延長に対する不満や「工事費が当初14億7千万円から24億4千万円と約10億円増加（70%増）しており、JRの言いなりでいいのか」との指摘も仄聞しているが、物価高騰や労務単価の上昇に基

づく契約額の変更に伴うことから、以下指摘する。

- 1 労務単価の上昇に伴う契約額の変更も含まれていることから、現場の作業員の末端まで労務単価等の改善が図られるように委託先に申し入れをしておくこと。
- 2 会計検査院は「道路工事を鉄道事業者に委託するに当たって、委託後の事業の進ちよく状況等の把握を適切に行う必要がある事態について」との指摘を過去に公表しており、事業費や進捗状況等、公表把握を自治体に求めている。そのため、今後の委託先との協議に生かすとともに、役所内部でもしっかりと継承すること。

以上2点指摘し、賛成とする。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号「運河駅西口周辺歩道の危険箇所解消への陳情書」について報告します。

本件は、運河駅西口広場コンビニエンスストアの歩道側に位置する「コンクリート障害物」を撤去すること、運河橋手前の歩道を狭める「コンクリート障害物」を撤去すること、歩道に点在する隣接地との境界ブロック塀を除去すること、歩行を妨げる標識の撤去や電柱の移動の為に電力会社と交渉すること、歩道を狭める塀のセットバックについて地権者と交渉すること及び運河駅西口周辺における交通安全対策の全面的な改善策を流山市における計画などへ早急に組み入れることを求めるものです。

初めに、当局より、

陳情書にある運河駅西口周辺の市道118号線の交通量は多く、歩行者スペースは非常に狭隘であり、整備の必要性があることは把握しています。

執行部としては、現在、東深井地域において、渋滞対策が優先事項として、東深井交差点改良事業や、東京理科大学入口交差点の改良に向けて、運河橋の調査を進めているところです。さらに、県道松戸野田線の渋滞対策について千葉県に要望し、県道松戸野田線の渋滞を避けた車が東深井地域に流入することを低減させることを検討しており、実際に、千葉県が県道松戸野田線の渋滞要因の一つである野田市今上交差点の改良に向けて作業に着手しているところです。

陳情にあるように運河駅西口周辺の市道118号線について、歩道等の歩行者スペースを確保するためには、事業用地を取得する必要性がありま

す。しかしながら、当該道路沿線には多数の店舗、事務所、住宅等が立地しており、現在、土地利用されている方々の御意見についても十分に配慮が必要だと考えています。

このため、本件については、要望者が予め、要望事業の方向性や内容について、直接影響を受ける方々、関係権利者の合意を得ることが、前提と考えており、関係権利者の合意が確認できない状況において、事業化しても連続的な整備は困難と考えています。

したがって、本件につきましては、合意形成が図れ、かつ整備効果が高いと考えられる箇所を限定的に整備することが、現状における現実的な対応と考えています。

との意見がありました。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、全会一致をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

長年の切実な地域住民の願い実現と、安全対策に寄与することから賛成とする。ただし、地権者や所有者の合意と御協力なくしては、今後の進捗に困難をきたすことから、粘り強く丁寧な交渉にあたっていただくよう要望して賛成とする。

2 項目1から5について不採択、項目6について採択の立場で討論する。

陳情者の皆様には、運河駅西口周辺の道路の危険性についての解消を求める現場を調査の上、届けていただき感謝申し上げます。運河駅西口周辺の事故や安全対策上の課題について、議会でも深く知る機会になった。

一番は、過去にこの箇所で女性がトレーラーに巻き込まれて死亡する事故や、老人が方向転換する車にはねられて死亡する事故も発生していることである。安全対策を少しでも進めてほしいという、切実な声は、受け止めなければならないと考える。

しかし、安全対策をしたくても地権者の合意が取れていない、地域で意見が違う方向に分かれ、結局対策がとれないなど、権限を越えての対策は行政でも難しいという側面はある。

各議員も要望を受けて間に入り、成果が出ずに、忸怩たる思いをしていることを御理解いただきたい。

現時点で地権者の合意までは確認できない、行政側で地権者の調査もしていないという時点で具体的方策まで指定することは、選択肢を狭めるこ

ともなりかねない。よって、陳情項目1～5については不採択とする。

陳情項目6の願意は、運河駅西口周辺の安全対策を改善してほしいという願いであることを確認した。

地元の方には、関係権利者の財産権に対して、御配慮された上で、今後とも行政に任せるということではなく、地域での丁寧なコミュニケーションを行い、手続きに則って共に進めていくことを願い、採択とする。

がありました。

採決の結果、項目1から項目5については1対5をもって不採択すべきものと決定し、項目6については全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

最後に、議案第37号「流山市南流山駅周辺地区まちなみづくりの促進に関する条例の制定について」について報告します。

本案は南流山駅周辺地区まちなみづくり指針に沿った基準に適合した建築物等に対する認定及び当該建築物等の所有者への奨励措置を講ずることにより、南流山駅周辺地区における土地の高度利用の促進及び良質なまちなみづくりに資するものです。

審査の過程における討論として、

1 3点指摘し、反対の立場で討論する。

1点目として、南流山駅周辺は流山市全体から見ると、都内に最も近い、南の玄関口であるものの、駅周辺は戸建ても含めて圧倒的にベッドタウン化しており、賑やかさを追及するような開発を促進する新規条例は地域住民の真の願いとは考えていないこと。

2点目として、新規条例の結果、多くの人口誘致が促進されかねず、保育園や学校教室の不足などにとどまらず、地域排水対策や道路渋滞・鉄道の混雑悪化等にも課題を残すことも懸念されること。

3点目として、規制緩和が大きく進むもとの、利益を最大限に追及した結果、まちの様相を一変するようなタワーマンションの建設や、路線価の上昇による地価の上昇が、今回対象になっている南流山駅周辺の外回りの住宅にも影響し、重い課税や賃料の増加を招きかねないこと。

以上3点の理由から反対とする。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

武蔵野線とつくばエクスプレスが交差しているものの、高度利用化しながら、良質なまちなみを誘導するという根拠となるものである。

結局はマンションが誘導されることにならないよう、この条例の趣旨や目的を広く、そして深く周知することを要望して賛成とする。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

約50年前に区画整理が完了した南流山駅周辺地区は、令和5年度の予算で南流山駅周辺まちづくり再生と土地利用の高度化と活性化を図るため、南流山駅周辺市街地再整備基本調査業務委託をおこない調査を実施し、その後、市民に対する説明会、意見募集などの市民参加を踏まえ、令和6年2月27日南流山駅周辺地区まちなみづくり指針が策定された。

今回の条例は、この指針に沿って南流山の地域性が持つポテンシャルを引き出し、まちなみづくりを促進させるために土地及び建物所有者に奨励金を交付する制度であり、この制度を多くの地権者が活用し、市民のニーズにあった新しい南流山駅周辺のまちなみが形成されることを期待し、新しいテナントが入るための民間活力の導入、市民参加の促進、この制度のより一層の周知を図ることを要望して賛成とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上